

給与勧告の手順

人事委員会では、民間事業所の従業員の給与と県職員の給与を調査し、

- ・月例給については、民間事業所の従業員と県職員の4月分の給与を精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に、
- ・特別給については、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給割合と県職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に、国や他の地方公共団体の動向等を勧告して、勧告を行っています。

